

学校において予防すべき感染症一覧

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間は、学校保健安全法施行規則第18条・第19条で定められています。以下の感染症にかかったときは、学校での感染拡大防止の観点から、出席停止となりますので、すみやかに学校に連絡してください。なお、基準に定められた期間は自宅で休養し、登校する際は、保護者の方が「療養報告書」を記入して、学校に提出してください。

感染症の種類		出席停止期間の基準 ※以下の基準に基づき、主治医が判断する
第一種	エボラ出血熱，クリミア・コンゴ出血熱，痘そう，南米出血熱，ペスト，マールブルグ病，ラッサ熱，急性灰白髄炎，ジフテリア，重症急性呼吸器症候群（SARS），中東呼吸器症候群（MERS），鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後（発症の翌日を1日目として）5日を経過し，かつ，解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺，顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し，かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後（発症の翌日又は無症状の場合は検体を採取した日の翌日を1日目として）5日を経過し，かつ，症状が軽快*した後1日を経過するまで *解熱剤を使用せずに解熱し，かつ，呼吸器症状が改善傾向にあること
	結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ，細菌性赤痢，腸チフス，パラチフス	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	溶連菌感染症	
	ウイルス性肝炎	
	感染性胃腸炎	
	マイコプラズマ感染症	
	RSウイルス感染症	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	その他アデノウイルス感染症 ※咽頭結膜熱・流行性角結膜炎・胃腸炎以外	
	伝染性紅斑（りんご病）	
	ヘルパンギーナ	
	手足口病	
	带状疱疹	
	その他の感染症（ ）*1	
		※欠席の必要がない場合あり
		医師により感染のおそれがないと認められるまで

*1「学校において予防すべき感染症の解説＜平成30年3月発行＞」公益財団法人日本学校保健会を参考にしてください。